



# 熊本県公報

第 1 1 7 8 1 号

平成 21 年 2 月 17 日 (火)

(毎週 火・金発行)

## 目 次

### 告 示

- 指定居宅サービス事業所の指定…………… (高齢者支援総室) 1
- 指定介護予防サービス事業所の指定…………… ( // ) 1
- 指定居宅サービス事業所の指定…………… ( // ) 2
- 指定介護予防サービス事業所の指定…………… ( // ) 2
- 指定居宅サービス事業所の指定…………… ( // ) 2
- 指定介護予防サービス事業所の指定…………… ( // ) 2
- 屋外広告物及びこれを提出する物件に係る禁止地域・許可地域等の指定の一部改正…………… (都市計画課) 2
- 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関(精神通院医療)の指定…………… (障害者支援総室) 3

### 公 告

- 大規模小売店舗立地法に基づく届出…………… (商工政策課) 3
- 大規模小売店舗立地法に基づく届出…………… ( // ) 3
- 都市計画法第36条第3項の規定に基づく開発行為工事完了公告…………… (建築課) 4
- 換地処分…………… (農村整備課) 4
- 県営土地改良事業計画…………… (農村計画・技術管理課) 4
- 土地改良事業の工事完了…………… ( // ) 5
- 県有財産の売却…………… (管財課) 5

### 登 載 依 頼

- 熊本近代文学館協議会の開催…………… (熊本県立図書館) 6
- 熊本県教職員住宅管理規程の一部を改正する訓令…………… (福利厚生課) 6

## 告 示

### 熊本県告示第 1 1 7 号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成 2 1 年 2 月 1 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(通所介護)

事業所の名称及び事業所の所在地	事業所名	指定年月日
デイサービスセンターひかり 玉名郡和水町西吉地3433番地 1	社会福祉法人あおば会	平成21年2月6日

### 熊本県告示第 1 1 8 号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の9の規定により公示する。

平成 2 1 年 2 月 1 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(介護予防通所介護)

事業所の名称及び事業所の所在地	事業所名	指定年月日
デイサービスセンターひかり 玉名郡和水町西吉地3433番地 1	社会福祉法人あおば会	平成21年2月6日

**熊本県告示第 1 1 9 号**

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 1 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 7 8 条の規定により公示する。

平成 2 1 年 2 月 1 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（通所介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
デイサービス温もりの家 荒尾市万田 1 0 1 5 番地 2	有限会社ナースケア健美	平成 2 1 年 2 月 9 日

**熊本県告示第 1 2 0 号**

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 5 3 条第 1 項の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 1 1 5 条の 9 の規定により公示する。

平成 2 1 年 2 月 1 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（介護予防通所介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
デイサービス温もりの家 荒尾市万田 1 0 1 5 番地 2	有限会社ナースケア健美	平成 2 1 年 2 月 9 日

**熊本県告示第 1 2 1 号**

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 1 条第 1 項に規定する指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 7 8 条の規定により公示する。

平成 2 1 年 2 月 1 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（訪問介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
にしき園訪問介護事業所 球磨郡錦町大字木上字杉の場 1 5 0 番地の 1	社会福祉法人 洋香会	平成 2 1 年 2 月 1 6 日

**熊本県告示第 1 2 2 号**

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 5 3 条第 1 項に規定する指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 1 1 5 条の 9 の規定により公示する。

平成 2 1 年 2 月 1 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（介護予防訪問介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
にしき園訪問介護事業所 球磨郡錦町大字木上字杉の場 1 5 0 番地の 1	社会福祉法人 洋香会	平成 2 1 年 2 月 1 6 日

**熊本県告示第 1 2 3 号**

昭和 6 3 年 9 月 6 日熊本県告示第 6 1 8 号の 2（屋外広告物及びこれを掲出する物件に係る禁止地域・許可地域等の指定）の一部を次のように改め、平成 2 1 年 3 月 1 日から施行する。

平成 2 1 年 2 月 1 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

3 項の表 1 2 の 2 の項の次に次の項を加える。

1 2 の 3	国道 3 2 4 号（松 島有料道 路及び松 島有明道 路）	第 3 種 禁止地 域	国道 2 6 6 号と の交点（上天草 市松島町合津地 内）	現道との交点 （天草市有明町 上津浦地内）	路端から 2 0 0 メー トル以内	上天草 市 天 草市
------------	---	-------------------	---	-----------------------------	--------------------------	------------------

**熊本県告示第 1 2 4 号**

障害者自立支援法（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 5 4 条第 2 項の規定により指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので、同法第 6 9 条の規定により公示する。

平成 2 1 年 2 月 1 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（精神通院医療）

医療機関の名称及び所在地	医療機関の開設者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	医療機関コード
訪問看護ステーション清雅苑 熊本市山室六丁目 8 番 1 号	医療法人社団 寿量会 熊本市山室六丁目 8 番 1 号 米満 弘之	平成 2 1 年 2 月 1 日	0 1 9 0 0 2 1
訪問看護ステーション月出 熊本市月出二丁目 4 番 2 3 号	特別医療法人 萬生会 熊本市月出二丁目 4 番 2 3 号 河北 誠	平成 2 1 年 2 月 1 日	0 1 9 0 5 1 8

**公 告**

**熊本県公告第 7 5 号**

大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号）第 1 1 条第 3 項の規定による届出があったので、次のとおりその概要を公告する。

平成 2 1 年 2 月 1 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
（仮称）熊本 o n e S C  
熊本市南熊本一丁目 9 番 1
- 2 大規模小売店舗の譲渡、相続又は合併があった年月日  
平成 2 0 年 1 1 月 2 8 日
- 3 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

承継前	株式会社丸美 代表取締役 宮崎 隆 福岡県福岡市中央区大名二丁目 4 番 5 号丸美ビル
承継後	戸田建設株式会社 代表取締役社長 井上 舜三 東京都中央区京橋一丁目 7 番 1 号

- 4 大規模小売店舗の譲渡、相続又は合併の理由  
設置者として届出をしていた株式会社丸美が業績悪化により S P C（特定目的会社）の合同会社熊本 ONE から退いたため、合同会社熊本 ONE が設置者となっていたが、その後、三菱 U F J 信託銀行を経て、戸田建設株式会社に所有権が移転したため。
- 5 大規模小売店舗内の譲渡、相続又は合併に係る店舗面積  
3, 9 1 4 平方メートル
- 6 届出年月日  
平成 2 1 年 2 月 3 日

**熊本県公告第 7 6 号**

大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号）第 6 条第 1 項の規定による届出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出を縦覧に供する。

平成 2 1 年 2 月 1 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
A C T Y 熊本  
熊本市南熊本一丁目 9 番 1
- 2 変更した事項

( 1 ) 大規模小売店舗の名称

変更前	変更後
( 仮称 ) 熊本 o n e S C	A C T Y 熊本

( 2 ) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
6 店舗未定	株式会社西友 代表取締役・代表執行役 C E O エドワード・ ジェームス・カレッジスキー 東京都豊島区東池袋三丁目 1 番 1 号
	その他未定

3 変更の年月日

平成 2 0 年 1 1 月 5 日

4 変更する理由

大規模小売店舗の名称及び小売業者が確定したため

5 届出年月日

平成 2 1 年 2 月 3 日

6 届出の縦覧場所及び縦覧期間

( 1 ) 縦覧場所

熊本県商工観光労働部商工政策課

( 2 ) 縦覧期間

平成 2 1 年 2 月 1 7 日から平成 2 1 年 6 月 1 7 日まで

熊本県公告第 7 7 号

都市計画法 ( 昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号 ) 第 2 9 条第 1 項の許可に係る開発行為が完了したので、同法第 3 6 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。

平成 2 1 年 2 月 1 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

荒尾市荒尾字上西田 9 1 9 番 3、同 9 1 9 番 1 2、同 9 1 9 番 1 3、同 9 1 9 番 1 4、同 9 2 0 番 3、同 9 2 0 番 1 4、同 9 2 0 番 1 5、同 9 2 0 番 1 6、同 9 2 0 番 1 7、同 9 2 0 番 1 8 及び同 9 2 0 番 1 9

1, 3 9 8. 7 3 平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 ( 名称 )

熊本市飛田四丁目 3 番 1 0 0 号

笹原 和則

熊本県公告第 7 8 号

県営有明地区 ( 下津浦工区 ) 土地改良事業 ( 区画整理 ) 施行に係る換地処分を行った。

平成 2 1 年 2 月 1 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第 7 9 号

土地改良法 ( 昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号 ) 第 8 7 条第 1 項の規定に基づき、県営志岐地区土地改良事業 ( 農業用排水施設 ) の計画を定めたので、同条第 5 項の規定により公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画に異議のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 1 5 日以内に異議申立てをすることができる。

平成 2 1 年 2 月 1 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 縦覧に供する書類の名称

県営志岐地区土地改良事業 ( 農業用排水施設 ) 計画書の写し

2 縦覧期間

平成 2 1 年 2 月 1 8 日から平成 2 1 年 3 月 1 7 日まで

3 縦覧場所

苓北町役場

**熊本県公告第 8 0 号**

次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法（昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号）第 1 1 3 条の 2 第 3 項の規定に基づきこの旨を公告する。  
平成 2 1 年 2 月 1 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業名	地区名	工事着手年月日	工事完了年月日	事業主体
区画整理	白水白川 (南阿蘇村)	平成 1 3 年 1 1 月 5 日	平成 2 0 年 3 月 2 5 日	熊本県

**熊本県公告第 8 1 号**

県有財産を次のとおり売却する。  
平成 2 1 年 2 月 1 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 物件の表示

所在 熊本市清水東町 6 6 3 番外 3 筆  
地目 宅地、雑種地 地積 合計 2, 9 7 3. 6 9 平方メートル  
最低売却価格 4 0, 9 0 0, 0 0 0 円

2 入札参加資格

次のいずれかに該当する者は、この入札に参加できない。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産者で復権を得ない者
- (3) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 第 2 項各号に掲げる者で、当該各号に該当する事実があった後 2 年を経過していないもの
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 条）第 2 条第 2 号に規定する暴力団等であるとして熊本県警察本部から排除要請があった者

3 入札参加要領・契約条項を示す場所

熊本市水前寺六丁目 1 8 番 1 号 熊本県総務部管財課 0 9 6 - 3 3 3 - 2 1 2 2

4 入札期日及び場所

平成 2 1 年 3 月 1 8 日（水）午前 1 1 時  
熊本市水前寺六丁目 1 8 番 1 号 熊本県庁行政棟本館地下 1 階 監理課入札室

5 開札期日 入札終了後即時

6 入札参加申込書

入札に参加しようとする者は、次により所定の入札参加申込書を提出しなければならない。

- (1) 提出方法 持参又は郵送による。
- (2) 提出期限 平成 2 1 年 3 月 1 0 日（火）午後 5 時  
(郵送の場合は提出期限までに必着)
- (3) 提出先 熊本市水前寺六丁目 1 8 番 1 号 熊本県総務部管財課

7 入札保証金

入札に参加しようとする者は、入札金額の 1 0 0 分の 5 以上の金額を納付するものとする。この場合において、納付は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により行わなければならない。なお、落札者が契約を締結しないときは、熊本県に帰属する。

8 契約締結期限

平成 2 1 年 3 月 3 1 日（火）午後 5 時

9 契約保証金

契約しようとする者は、契約金額の 1 0 0 分の 1 0 以上の金額を契約と同時に納付するものとする。この場合において、納付は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により行わなければならない。

1 0 その他

- (1) 売買代金納入期限 契約締結日から 3 0 日以内
- (2) 契約締結場所 別途指定する。
- (3) 入札参加者は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）、地方自治法施行令、熊本県財産条例（昭和 3 9 年熊本県条例第 2 3 号）、熊本県会計規則（昭和 6 0 年熊本県規則第 1 1 号）、入札参加要領等を承知のうえ、入札するものとする。
- (4) 問い合わせ先 熊本県総務部管財課（電話 0 9 6 - 3 3 3 - 2 1 2 2）

**登 載 依 頼**

**熊 本 近 代 文 学 館 協 議 会 公 告 第 1 号**

熊 本 近 代 文 学 館 協 議 会 を、次 の と お り 開 催 す る。  
な お、当 該 会 議 の 傍 聴 手 続 き は、次 の と お り。  
平 成 2 1 年 2 月 1 7 日

熊 本 近 代 文 学 館 協 議 会

- 1 開 催 日 時  
平 成 2 1 年 3 月 4 日 (水)  
午 後 1 時 3 0 分 から 午 後 3 時 3 0 分 ま で
- 2 開 催 場 所  
熊 本 市 出 水 二 丁 目 5 番 1 号  
熊 本 県 立 図 書 館 3 階 大 研 修 室
- 3 議 題  
(1) 平 成 2 0 年 度 事 業 報 告 に つ い て  
(2) 平 成 2 1 年 度 事 業 計 画 案 に つ い て  
(3) そ の 他
- 4 傍 聴 人 の 定 員  
1 0 人
- 5 傍 聴 手 続  
(1) 傍 聴 希 望 者 は、会 議 の 開 催 予 定 時 刻 ま で に、当 該 会 議 の 会 場 に お い て、協 議 会 の 座 長 の 許 可 を 得 た う え で、会 議 の 会 場 に 入 る こ と が で き る。  
(2) 傍 聴 の 手 続 は、先 着 順 で 行 い、定 員 に な り 次 第 終 了 す る。
- 6 問 い 合 わ せ 先  
熊 本 県 熊 本 市 出 水 二 丁 目 5 番 1 号  
熊 本 近 代 文 学 館 協 議 会 事 務 局 (熊 本 県 立 図 書 館 総 務 課 企 画 広 報 係)  
(電 話 0 9 6 - 3 8 4 - 5 0 0 0)

**熊 本 県 教 育 委 員 会 訓 令 第 1 号**

本 庁 各 課  
各 地 方 機 関  
各 県 立 学 校

熊 本 県 教 職 員 住 宅 管 理 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 訓 令 を 次 の よ う に 定 め る。  
平 成 2 1 年 2 月 1 7 日

熊 本 県 教 育 委 員 会 委 員 長 中 原 盛 敏

熊 本 県 教 職 員 住 宅 管 理 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 訓 令  
熊 本 県 教 職 員 住 宅 管 理 規 程 (昭 和 4 0 年 熊 本 県 教 育 委 員 会 訓 令 甲 第 2 号) の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る。  
別 表 (第 4 条、第 6 条 関 係) 「単 独 住 宅」の 部 「熊 本 県 立 蘇 陽 高 等 学 校 職 員 住 宅」の 款 「上 益 城 郡 山 都 町 滝 上 字 前 鶴 476-2」及 び 「上 益 城 郡 山 都 町 滝 上 字 前 鶴 476-4」の 項 を 削 る。  
同 表 同 部 「熊 本 県 立 松 島 商 業 高 等 学 校 職 員 住 宅」の 款 「上 天 草 市 松 島 町 教 良 木 字 中 原 3195」の 項 を 削 る。

附 則

こ の 訓 令 は、平 成 2 1 年 4 月 1 日 から 施 行 す る。